

議案第 21 号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程制定)

教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程の制定について教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和2年4月23日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程

教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

教育委員会の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程の例による。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(提案理由)

横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づき、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うに当たって必要となる電子署名の取扱いについて定めるため組織改正等に伴う所要の条文整理のため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。